

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### <基本的な考え方>

当社は、変化の速いグローバル市場での、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループ競争力強化に向け、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでいます。監査役制度採用の下、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機能に加え、様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、株主の皆様や投資家の方々等に経営状況についての情報提供を継続して行うことで、健全性、効率性、透明性の高い経営を実践しています。

#### <基本方針>

##### (1) 株主の権利・平等性の確保

・株主の権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使の環境整備に努め、実質株主を含む外国人株主、その他少数株主など様々な株主の権利・平等性の確保に配慮する。

##### (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

・社会課題と向き合い、その解決に向けて積極的に働きかけていくことで、ステークホルダーから信頼・共感され、ともに持続的に成長・発展する善の循環を生み出すことを目指す。

・ステークホルダーと価値観を共有し、連携していくため、ステークホルダーとの対話を大切するとともに適切な情報開示に努める。

##### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

・法令に基づき、四半期ごとに会社の財政状態・経営成績等の財務情報を開示するとともに、経営戦略・経営計画等の非財務情報を策定ごとに適切に開示する。

・とりわけ非財務情報については、ステークホルダーの理解を得るべく、ウェブサイトや展示会等による直接的な情報発信、ニュースリリースなどによるマスメディアへの情報発信などさまざまな方法により行う。

##### (4) 取締役会の責務の遂行

・「デンソー基本理念」を踏まえ、今後5～10年の目指す方向を示す経営の羅針盤としての「長期経営方針」及び3～5年先までの目標・活動を具体化した戦略としての「中期方針」により、会社の戦略的な方向付けを行う。

・経営(意思決定・監督)を担当する取締役と、業務の執行を担当する専務役員・常務役員の役割を区分・明確化する役員制度により、スピーディな意思決定とオペレーションを実現する。また、状況に応じて取締役が専務役員を兼務することで経営と現場の連結役となり、現地現物に基づく意思決定を行う。

・外部からの客観的・中立的な経営監視を重視し、社外での豊富な経験や幅広い見識を当社の意思決定や監査に反映させることができる方を社外取締役・社外監査役として登用する。

##### (5) 株主との対話

・経営戦略・財務情報など充実した情報の提供と、担当の取締役、専務役員、常務役員による積極的な対話参加により、株主・投資家と当社との双方向の良好なコミュニケーションを図る。

・対話の結果を取締役会へ報告し、株主意見を当社の経営に活かす。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### ◆原則1-4 政策保有株式を保有する場合、保有に関する方針、議決権行使について適切な対応を確保するための基準

##### ・政策保有に関する方針

自動車産業は素材から新技術まで総合力が試される産業です。当社は自動車部品企業として、グローバル規模での競争に勝ち抜き、今後も持続的に成長していくため、事業の関係強化を図ることが必要だと考えております。あらゆるステークホルダーとの信頼関係を保ちつつ、中・長期的な視点で当社に経済的価値をもたらすために、取引先との関係強化、地域社会との関係維持の観点から銘柄を総合的に勘案し、保有していく方針です。

##### ・議決権行使の基準

当該投資先企業において、短期的な株主利益のみを追求するのではなく、中・長期的な株主利益の向上を重視した経営がなされるべきと考えております。当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

#### ◆原則1-7 関連当事者間の取引を行う場合の手続きの枠組み

##### ・当社取締役・専務役員・常務役員との取引について

「取締役会規則」により取締役会の決議を得ることを定めています。

##### ・トヨタ自動車株式会社との取引について

個別の取引条件については、他一般取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しています。また、「業務決裁規定」により、多額の価格改訂を行う場合には、金額規模に応じて経営役員会での審議のうえ社長決裁あるいは営業グループ長決裁を得ることを定めています。

◆原則3-1(i) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社のホームページにおいて、デンソー基本理念、デンソーグループ2020年長期方針、デンソーグループグローバル中期方針を掲載しておりますのでご参照ください。

◆原則3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書Iの「基本的な考え方」をご参照ください。

◆原則3-1(iii) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

当報告書IIの1【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

◆原則3-1(iv) 取締役・監査役の選任に関する方針と手続き

当報告書IIの2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

◆原則3-1(v) 取締役・監査役の選任にあたって個々の説明

取締役・監査役の個々の選任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております株主総会招集ご通知をご覧ください。

◆補充原則4-1-1 取締役会から、業務執行を担当する役員に対する判断・決定の委任範囲

・「業務決裁規定」により、設備投資や契約などの業務項目ごとに、主に一定金額未満の規模の案件について、社長・副社長・専務役員・常務役員に決定を委ねています。  
・また「会議・委員会規則」により、製品開発や人材確保・育成などの特定の領域や機能について、技術・開発会議や人材開発会議といった全社公式会議体に活動の方向付けや意思決定を委ねています。

◆原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準

当報告書IIの1【独立役員関係】をご参照ください。

◆補充原則4-10-1 取締役の選任・報酬などの重要な事項に関する検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言

取締役報酬及び選任の検討に当たり、独立社外取締役を構成員とする「役員指名報酬諮問会議」を設置し、独立社外取締役の関与・助言を得ています。

◆補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続きと併せ、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、現在13名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。またその内訳も、各事業の経営や喫緊の課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点など、非常にバランスのとれた構成としています。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

◆補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況

加藤宣明	トヨタ紡織株式会社 社外監査役、KDDI株式会社 社外監査役、中部電力株式会社 社外監査役
安達美智雄	トヨタ紡織株式会社 社外取締役
山中康司	株式会社東海理化電機製作所 社外取締役
George Olcott	日立化成株式会社 社外取締役、第一生命保険株式会社 社外取締役
名和高司	NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役、株式会社ファーストリテイリング 社外取締役、味の素株式会社 社外取締役
岩瀬正人	ジェコ株式会社 社外監査役
齋藤勉	日本車輛製造株式会社 社外取締役

◆補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要

当社では、年に1回、代表取締役、社外取締役、および監査役に対し取締役会の実効性についてのインタビューを行い、その結果から抽出された課題と改善策を取締役に報告し、実効性向上を図ります。本年度のインタビューの結果および改善策の概要は以下の通りです。

<インタビュー結果>

・オープンで話しやすい雰囲気活発な議論ができていて、十分な情報提供が行われている、決議事項・報告事項の見直しが行われ改善が図られている、といった点を確認することができました。  
・一方で、全社視点・社外ステークホルダー視点での発言・議論の強化、会社全体に共通の将来テーマについての議論の強化、業務執行の決議のうち議論の余地の小さい案件について権限委譲あるいは簡略化の促進、といった課題を抽出しました。

<改善策>

今後、以下の改善策を十分に検討のうえ実行してまいります。  
・全社視点・社外ステークホルダー視点での議論を活発化する運営・体制の構築  
・会社全体に共通の将来テーマを議論する仕組みの構築  
・業務執行の決議について権限委譲の促進

◆補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を

実施しています。また社外研修の受講も行っていきます。さらに知識更新の機会として、監査役を除く全役員参加の検討会を原則1回/年開催し、相互研鑽を図っています。

#### ◆原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社は、代表取締役社長、経営企画・経理担当役員、技術担当役員等が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR(インベスター・リレーションズ)活動を展開します。

(i) 経営企画・経理担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しています。

(ii) 当社は、情報の収集及び管理、開示を統括する企業情報責任者及びそれらを執行する企業情報担当者を設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っています。

(iii) 当社は、決算説明会や工場見学会などの開催や、事業報告書・アニュアルレポートの発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めています。

(iv) 経営に株主意見を反映するため、株主・投資家との対話状況を取締役会へ定期的に報告しています。

(v) 当社では決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオドを設定し、この期間中の決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただいています。また、社内では内部情報委員会を設置し、内部者取引管理規則にて情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	196,115,356	24.70
株式会社豊田自動織機	69,372,764	8.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,783,800	4.38
東和不動産株式会社	33,308,800	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	28,760,500	3.62
日本生命保険相互会社	21,645,210	2.73
アイシン精機株式会社	12,518,100	1.58
デンソー従業員持株制度会	12,485,293	1.57
三井住友海上火災保険株式会社	10,603,600	1.34
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8,292,132	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、名古屋 第一部

決算期

3月

業種

輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数

100社以上300社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情



## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
George Olcott	学者									○			
名和高司	学者									○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
George Olcott	○	・当社は、同氏が特任教授として所属していた東京大学及び特別招聘教授として所属している慶應義塾大学に対する取引があります。いずれの取引も、その規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断したため、取引概要の記載を省略しています。	学識経験及び企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
名和高司	○	・当社は、同氏がシニアアドバイザーとして所属しているポストン・コンサルティング・グループに対する取引がありますが、その規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断したため、概要の記載を省略しています。	企業経営戦略分野における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名報酬諮問 会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員指名報酬諮問 会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人からは監査計画、監査の方法及び結果の報告・説明を受けるほか、実地棚卸及び必要に応じて合同監査を実施しています。また、監査役は、内部監査部門と情報交換会を毎月開催するほか、必要に応じて合同監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 守孝	他の会社の出身者													
齋藤 勉	弁護士													
近藤 敏通	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 守孝		——	経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。
齋藤 勉	○	——	弁護士としての高い知見を当社の監査に反映していただくため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
近藤 敏通	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を当社の監査に反映していただくため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役及び社外監査役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を行うことができることを要件としています。なお、当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

短期的な株価変動が大きいなかで、中長期的なインセンティブとして機能しにくいと判断し、平成22年度からの新規付与はしていません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

#### 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きは以下のとおりです。

<方針>

- ・社内取締役の報酬は、固定の月額報酬と会社業績によって変動する賞与で構成し、社外取締役および監査役の報酬は、経営に対する独立性を確保するため、固定の月額報酬のみとしています。
- ・報酬の水準は、経済や社会の情勢、他社の動向を踏まえ、当社として適切なものとしています。
- ・特に賞与は、営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しています。
- ・ストックオプション、退任慰労金は支給していません。



<手続き>

(1)取締役

◇各取締役の月額報酬額

・「役員指名報酬諮問会議」に諮問したうえで、株主総会の決議により定めた金額の範囲内(取締役総額:月額8,000万円)で、取締役会の決議により決定します。

◇各取締役の賞与額

・「役員指名報酬諮問会議」に諮問したうえで、取締役への支払総額について、取締役会および株主総会の決議を経て承認を受け、各取締役の賞与額について取締役会の決議により決定します。

(2)監査役

◇各監査役の報酬等の額

・「役員指名報酬諮問会議」に諮問したうえで、株主総会の決議により定めた金額の範囲内(監査役総額:月額1,500万円)で、監査役の協議により決定します。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催に際し、社外取締役・社外監査役に対し、事前資料配布及び説明を実施しています。

また、監査役会及び監査役連絡会にて、監査概況を報告しています。

なお、監査役の職務を補助する選任組織として監査役室を設置しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方で、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を整備しています。

業務執行の意思決定の体制としては、まず、法定事項及び重要案件を決議する「決議機関」としての取締役会(原則1回/月開催)に加えて、全社的な視点から案件の審議を行い取締役会へ上程する「審議機関」としての経営役員会(原則、1回/週開催)等の役員会議体を設置しています。

また、経営(意思決定・監督)を担当する取締役と、業務の執行を担当する専務役員・常務役員の役割を区分・明確化する役員制度により、取締役数をスリム化し、スピーディな意思決定とオペレーションを実現しています。当制度では、状況に応じて取締役が専務役員を兼務することで、経営と現場の連結を行なっています。また、経営環境の変化に対応した機動的な経営体制の構築、事業年度における経営責任の一層の明確化を目的に、取締役任期を1年としています。

経営監視機能としては、社外取締役2名を含む取締役13名、常勤監査役2名及び社外監査役3名が取締役の職務執行並びに当社及び国内外子会社の業務や財政状況を監督・監査しています。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的・中立的な経営監視の機能が重要と考えており、社外での豊富な経験や幅広い見識を当社の意思決定や監査に反映することを基準に社外取締役・社外監査役を選任しています。

監査体制としては、法律上の機能である監査役に加え、内部監査の専門部署を国内外主要会社を含め設置し、当社の各部門及び国内外子会社が自らの内部統制状況を点検する自主点検制度に加え、順法のみならず管理や業務手段の妥当性まで含め、継続的な実地監査を実施しています。監査役は、取締役会や経営役員会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、内部監査部門・内部統制の関連部署及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしています。

取締役・監査役の選任に関する方針と手続きは以下のとおりです。

<方針>

・取締役および監査役は、的確かつ迅速な意思決定を図れるよう、多様性、経験・能力・専門性のバランス、適材適所の観点より、指名します。

<手続き>

(1)取締役

・社長が各方面よりご意見を聞き、業績、人格、識見などを総合的に勘案して、その責務にふさわしい人物を選任し、「役員指名報酬諮問会議」に諮問したうえで、当年度の指名案を決定します。

・取締役会での内定の決議を踏まえ、株主総会及び取締役会で審議し決定します。

(2)監査役

・社長が各方面よりご意見を聞き、業績、人格、識見などを総合的に勘案して、その責務にふさわしい人物を選任し、「役員指名報酬諮問会議」に諮問したうえで、当年度の指名案を決定します。

・取締役会での内定の決議を踏まえ、監査役会の同意を経て、株主総会及び取締役会で審議し決定します。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現地・現物を重視した経営判断を行うことに加え、その経営判断がステークホルダーの期待に沿い信頼を得られるものになっているかといった点、ガバナンスの観点から問題ないかといった点をチェックできる体制を構築することが重要であると考えています。当社としては、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えています。また、当社が、業績・企業価値の向上に向け、より良い経営判断を行うことができるよう、社外取締役には、会社経営に関する豊富な見識を持つ方が就任し、それぞれの見識をもとに、意思決定・監督にあたっています。



### III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日及び準集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話から行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は現在実施しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表時、モーターショー等のイベント時に説明会を開催しています。また、個別取材にも対応しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	電話会議を含む、個別取材の対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	日本語版URL : <a href="http://www.denso.co.jp/ja/investors/">http://www.denso.co.jp/ja/investors/</a> 英語版URL : <a href="http://www.globaldenso.com/en/investors/">http://www.globaldenso.com/en/investors/</a> <掲載資料> 決算短信、決算ダイジェスト、有価証券報告書、株主総会招集ご通知、事業報告書、アニュアルレポート、業績の概要、IRカレンダー、株式情報、社債情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部 企画室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーを大切にして、その信頼と期待に応える企業行動に取り組むことを規定しています(経営理念『デンソー基本理念』にもとづく企業行動の基本指針『デンソーグループ企業行動宣言』の中で規定)。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ステークホルダーの信頼と期待に応えるCSR活動として、環境保全・社会貢献・コンプライアンス等幅広い分野で活動・推進しています。また、活動成果をホームページ上で「CSR情報」として公開しています。(http://www.globaldenso.com/ja/csr/)。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	オープンでフェアな情報開示と対話の実践を方針として策定しています(前述「宣言」の中で策定)。さらに、前述「CSR情報」では、サステナビリティ・リポーティングガイドライン「GRI」を参照し、策定しています。
その他	・ステークホルダーとの対話を積極的・継続的に実施して(環境社会懇談会・IR説明会等)、企業行動に反映しています。加えて社員一人ひとりの意識・行動への浸透・定着を狙って、デンソーグループ各社・職場毎に推進役を設置して徹底しています。 ・ダイバーシティ・マネジメント推進を重要な経営戦略の一つと位置づけております。特に女性の活躍推進については、「採用の女性比率について、事務40%・技術15%以上を目指す」「2020年までに女性管理職数を100名にする」という目標を設定し、女性社員の採用強化・計画的な育成を進めております。詳細につきましては、以下のURLをご覧ください。 <a href="http://www.globaldenso.com/ja/csr/sociality-report/employees/diversity/">http://www.globaldenso.com/ja/csr/sociality-report/employees/diversity/</a>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、その言動や文書を通じて、デンソー基本理念・デンソースピリット等の普遍的な価値観・倫理観・信念を徹底する。
- 2) 取締役会・経営役員会・経営会議で構成する役員・会議体に加えて、各種会議や委員会など、組織を横断した会議体により意思決定を行い、取締役の相互牽制を図る。
- 3) 適正な財務報告の確保に取り組むほか、適時適正な情報開示を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な情報は社内規程に従って適切に保存及び管理する。取締役会議事録は永年保存とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 事業や投資に関わるリスクは、社内規程に従って、取締役会・経営役員会等の役員会議体において全社的に管理するとともに、グループ長・センター長が担当領域について管理する。
- 2) その他リスクマネジメントは、リスク管理会議が全社的な体制を整備・管理し、各主管部署がリスク項目ごとに管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 専務役員・常務役員制度により、取締役数をスリム化した効率的な経営を実施する。
- 2) 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、職務権限については、社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- 3) 中長期の経営方針及び年度毎のグループ方針の下で年度計画を立案し、社内の意思統一を図る。  
目標・計画の達成状況及び各部業務の進捗状況については、社内規程に従って管理し定期的に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) CSR推進会議が行動指針を制定・改訂し、必要な啓蒙及び提言を行う。
- 2) 階層別コンプライアンス教育により、行動指針を周知・徹底する。
- 3) 内部通報制度として、社内主管部署もしくは社外の弁護士に直接通報が可能な「企業倫理ホットライン」を運用する。
- 4) 業務の適法性・妥当性・効率性については、監査室が社内規程に従って内部監査を行い、その指摘に基づいて各部にて業務管理・運営制度を整備・充実する。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ各社の自主性を最大限に尊重するため、グループ会社の意思決定は社内規程に従って留保権限方式により運営する。
- 2) グループの方針・計画は、中長期の経営方針及び年度グループ方針の下、連結ベースで立案し、グループの意思統一を図る。  
目標・計画の達成状況は社内規程に従って管理し定期的に報告する。
- 3) グループ会社のリスクマネジメント及びコンプライアンスについては、当社からグループ各社へ指針やガイドラインを提示し、グループ全体の体制構築及び運用を推進する。また「デンソーグループ社員行動指針」をグループで共有し、その周知徹底を図る。
- 4) CSR(企業の社会的責任)をグループ全体の経営課題と位置付け、CSR推進会議が中核の意思決定機関として、活動の方向づけやフォローアップを行う。
- 5) グループ会社向けの内部通報制度「国内グループ会社企業倫理ホットライン」を運用する。
- 6) 各部門は、グループ会社との情報交換により、グループ会社の業務の適正確保に向けた助言・支援を行う。
- 7) 各部門による、グループ会社の業務の適正に関する監視・検証を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 専任組織として設置した監査役室が、監査役の職務を補助する。
- 2) 監査役室の人事及び組織変更については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得る。
- 3) 取締役は、監査役室が監査役の指示に基づき、監査役監査の業務に必要な情報を社内及びグループ会社から収集できるよう協力する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及びグループ会社の取締役・監査役は、主な業務の執行状況について、担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を実施する。
- 2) 当社及びグループ会社の取締役・監査役・専務役員・常務役員・使用人は、監査役または監査役室の求めに応じ、定期的または随時業務報告を実施する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役による取締役会・各種委員会等重要会議への出席や業務決裁書等重要書類の閲覧、さらに社内各部門・グループ会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に協力する。
- 2) 取締役は、監査役がその職務を行うために要する費用及び必要に応じた外部人材の直接任用等を確保する。
- 3) 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告を実施する。
- 4) 監査役は、内部監査部門・会計監査人・内部統制部門と定期的または随時情報交換を実施する。
- 5) 当社及びグループ会社の取締役は、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けまいよう確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会全体の秩序・安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断している。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況  
会社として対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置。また、各部門に責任者を任命し、組織的な対応を推進している。
- 2) 外部の専門機関との連携状況  
警察当局、専門機関と連携し指導を仰ぐと共に、研修会等に出席し対応力強化を図っている。
- 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況  
警察当局、専門機関と連携し反社会的勢力に関する情報を収集し、社内及び関係会社への注意喚起を実施している。
- 4) 対応マニュアルの整備状況

企業対象暴力への対応要領をイントラネットで社内公開し、閲覧できるようにしている。

5) 研修活動の実施状況

従業員に対し反社会的勢力に関する研修を実施している。また、関係会社に対し情報共有・研修の場を設け、対応力向上を図っている。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、経営企画部を事務局とする「内部情報委員会」を設置し、会社情報収集の一元化を図るとともに、情報発生部署における初動対応から適時開示までを厳格に規定した社内規定（内部者取引管理規則、内部情報管理・公表細則等）を全ての役職員へ周知徹底することにより、当社グループの会社情報の適時適切な開示を実践しています。

(1) 適時開示に係る報告体制

- ・社内規定に基づき、情報発生部署からの連絡または経営会議体資料・業務決裁書のチェックにより事務局（経営企画部）が情報を入手し、社内規定に係る重要事実該当するか否かを判断します。
- ・社内規定に係る重要事実該当する場合、「内部情報検討会」（経営企画部、法務部、広報部、秘書室等で構成）を開催し、適時開示項目に該当するか否かを審議します。
- ・適時開示項目に該当する場合、「内部情報委員会」での承認後（決算情報については取締役会での承認決議後）、速やかに広報部が適時開示を実施します。

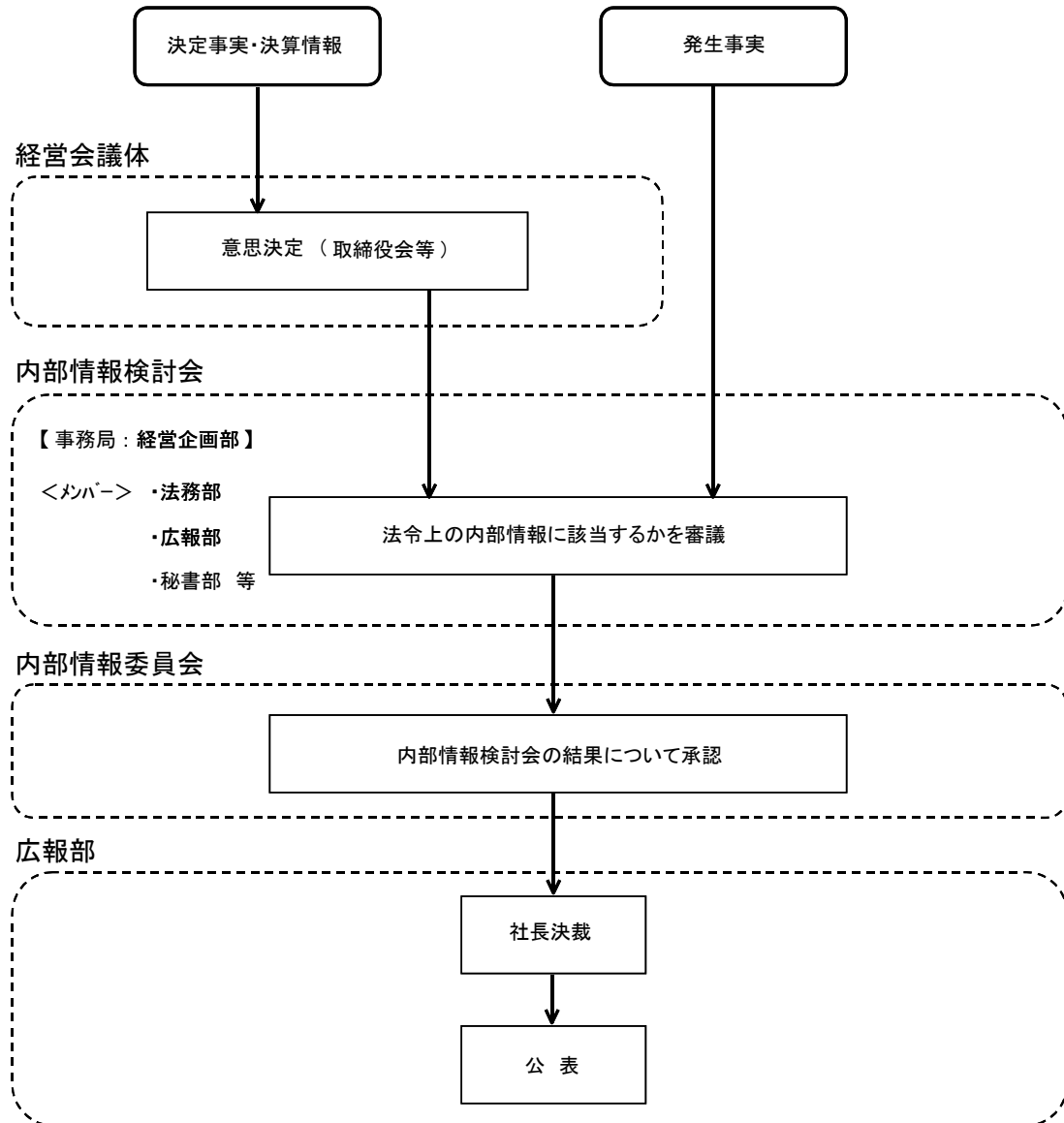
なお、インサイダー取引を防止するため、適時開示までの情報取り扱いについては、社内規定に基づき厳格に対応しています。

(2) 適正な情報開示の前提となる内部統制の状況

各部署の内部統制活動の監視・検証については、内部監査の専門部署である監査室が業務活動の有効性・効率性・財務諸表の信頼性及びコンプライアンスの観点から継続的に実地監査し、適宜、役員等への報告を実施するとともに、該当部署への業務改善指導等を実施しています。また、監査役による社内監査や独立監査人である公認会計士による決算情報監査の継続的な外部監査機能に加え、社外弁護士による適法性の確認を案件毎に随時実施するなど、コンプライアンスへの対応強化もあわせて実施しています。

さらに、社外弁護士を窓口とする内部通報制度である「企業倫理ホットライン」を開設しています。

## デンソーグループの適時開示体制の概要



# デンソーのコーポレート・ガバナンス体制

